

大阪府咲洲庁舎仕出し弁当販売営業事業者募集要項

大阪府総務部庁舎管理課が行う大阪府咲洲庁舎における仕出し弁当販売営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

区画 番号	使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料（年額）	位置
A	大阪府咲洲庁舎 6 階 大阪市住之江区南港北一丁目 1 4 - 1 6	リフレッシュルーム内 4. 8 m ²	一式	3 3, 0 0 0 円 （税抜き）	別図

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 過去 3 年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 直近 3 年間に於いて、1 年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (8) 応募者は、府が指定する日（令和 8 年 1 月 29 日（木）、2 月 2 日（月）のいずれか一日）に実施される現地説明会に参加してください。本説明会は、施設の環境等に関する理解を深めるために実施するものです。なお、現地説明会に参加しない場合は、営業事業者に応募することはできません。

3 公募条件等

(1) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。令和 9 年 4 月 1 日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として 1 年毎に申請を行うことにより、最長、令和 13 年 3 月 31 日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

(2) 使用料等

① 応募価格

応募価格は、「(1)使用許可の期間」にかかわらず、年額使用料（税抜）を百円単位で記入してください。応募価格が、府が設定する最低制限使用料より少ない場合は審査の対象となりませんので、ご注意ください。

② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。使用料の額は、次の③及び④⑤の計算によるものとします。

③ 使用料

使用料は、営業事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」といいます。）に大阪府公有財産規則第 27 条の 2 に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額（10 円未満切捨て）とします。ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

④ 使用料の減額

使用料についての減額はありません。

(3) 必要経費の負担

① 営業事業者が負担すべき経費

- ・大阪府咲洲庁舎仕出し弁当販売の営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・使用前・使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・営業事業者が調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ・ごみ処理等に要する一切の費用

② 光熱水費その他経費の負担

仕出し弁当販売の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府咲洲庁舎仕出し弁当販売営業に係る仕様書 2」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「大阪府咲洲庁舎仕出し弁当販売営業に係る仕様書 3」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 仕出し弁当販売を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。
- (5) 使用許可の取消し及び変更
次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し又は変更する場合があります。
 - ① 府が許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
 - ② 上記の使用条件又は「大阪府咲洲庁舎食堂営業に係る仕様書」の使用条件等に違反したとき。
 - ③ 営業事業者が行政財産使用許可書の内容に違反したとき。
 - ④ 不正の手段により許可を受けたとき。
 - ⑤ 営業事業者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。
 - ⑥ 休業状態が1か月間継続しているとき。

4 応募申込手続き

- (1) 応募書類の受付
 - ① 受付期間
令和8年1月14日（水）から令和8年2月19日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで）
 - ② 受付場所
大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ
住所：大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
電話番号：06-6210-9298（内線4202）
 - ③ 提出方法
書類は必ず受付場所に持参してください（ファックス、郵送等による提出は認めません。）。
 - ④ 費用の負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 必要な書類（各1部）
 - ① 応募申込書（大阪府所定様式）
 - ② 誓約書（大阪府所定様式）
 - ③ 販売する仕出し弁当の仕入先の弁当調製に関する許可証の写し
 - ④ 会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

5 質問の受付

- (1) 受付期間
公募開始日から令和8年2月6日（金）まで
- (2) 提出方法
 - ① 質問書（大阪府所定様式）をご使用いただき、(1)受付期間内に下記提出先まで電子メールにて提出してください。
提出先：choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp
 - ② 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
 - ③ 質問への回答は令和8年2月13日までに順次、庁舎管理課ホームページに掲載します。

6 現地説明会

参加者のみ応募可能となりますので必ずご参加ください。

(1) 開催日時

令和8年1月29日（木）、2月2日（月）のいずれか一日

(2) 集合場所：大阪府咲洲庁舎3階 庁舎室庁舎管理課咲洲分室

(3) 参加手続き

別添、現地説明会申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

① 提出期限：令和8年1月27日（火）午後5時までに電子メールにて提出してください。

② 提出先：電子メール choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

(4) 留意事項

○ 現地の視察時間は約30分程度です。

○ 説明会会場へは、公共交通機関をご利用の上お越しください。

○ 写真撮影可能。ただし、SNS等での発信や本応募以外での使用は禁止とさせていただきます。

○ 参加申込者には個別に集合時間を連絡させていただきます。

7 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申込みを行った者としします。

なお、最高の応募価格で申込みを行った者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者（次位者が2者以上ある場合は、くじにより決定します。）を営業事業者とし、次位応募価格申込者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様としします。

(2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和8年2月24日（火）の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和8年3月6日（金）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件(7)」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

①行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）

②図面

③各種納税証明書

④大阪府暴力団排除条例に関する書類（大阪府指定様式）

⑤2-(6)にかかる許認可等の許可証等の写し

⑥大阪府咲洲庁舎にかかる飲食店の営業許可等の写し

使用許可後、営業許可をとり速やかに提出すること。

⑦証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状

＜個人の場合＞…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合

10 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。
- (2) 募集に関する問い合わせ先

大阪府総務部庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ 担当 内田

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

電話：06-6210-9298